2.20　子ども医療費助成—賛成討論

　請願第２号「子どもの医療費助成制度の年齢枠拡充に関する請願書」は、国や府の動向を引き続き見続けるということで１２月議会も再び継続審議という事になりました。

　改めて、私たち日本共産党は、この「子どもの医療費助成制度の年齢枠拡充に関する請願書」について、ただちに採択する事を主張します。

　昨年１２月１６日、厚労省は、２０１８年度から未就学児向けの助成についてのみ、国保の減額措置を廃止することを決めました。私たちは、少子化のもと子育て支援に逆行したペナルティ制度は全廃が当然であり、たとえペナルティが廃止されたとしてもこれで子ども医療費助成制度を国がつくったことにはならないということを、繰り返し強調してきました。

　そんな中、未就学児のペナルティだけを廃止することを厚労省が決定しましたが、それによって浮いてくる経費を子ども医療費助成制度のさらなる拡充に使用してはいけない、と政府は言っています。

９月議会、１２月議会でこの、「子どもの医療費助成制度の年齢枠拡充に関する請願書」の採決をせず、継続審議にされた趣旨は、「国の動向を見る」ということでした。

　しかし、そもそも意見書というのは国の動向をみて出すものではなく、住民の皆さんが求めていることを国がやらないからこそ、意見をいうわけで、国民の声を届ける重要な役割があります。

　貧困が子どもの健康に影響している可能性が示唆される中、国は「子どもの貧困対策支援法」を制定し、児童や保護者に対するアンケート調査を実施するなどされていますが、これだけで済ませるのならば、かたちだけの支援と言わざるを得ません。

　今、貧困対策としても少子化対策としても最も求められているのは、各自治体の努力で実施されている子ども医療費助成についての国の積極的な支援です。

　奇しくも、政府が国保における未就学児対象にペナルティ廃止を決めた昨年１２月１６日同日、地方六団体（全国知事会、全国市長会、全国町村長会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会）から、国に対して要望書が出されています。

　「平成２９年度、国の予算・地方財政対策について」と題した７項目にわたる要望書で、

“子どもの医療費助成等を地方単独事業で実施している市町村に対する国保の国庫負担金等の減額措置は、直ちに廃止すべき。

国の責任において、子どもを対象とした医療費助成制度を創設すべき。“

と書かれています。

　この請願が継続審議とされたこの間にも、子どもの医療費助成制度の拡充を求める全国の声に逆行する国の姿勢はさらに明らかになり、もう国の動向を見るという言い訳は通用しません。そして、全国市長会、全国市議会議長会を含めた地方六団体が上げている国に対する要望書とも何ら矛盾することのない本請願の採決を先延ばしにする理由はもはやどこにもありません。

　決算委員会ではまた、大阪府の制度水準が全国的にみてもいかに低いかということが明らかになり、大阪府の制度水準引き上げも同時に求めて行かなければならないと考えます。本市当局も、国に制度創設を、府に制度拡充を求めています。

　本市での子ども医療費の水準は、１５歳年度末までですが、その後次々にそれを上回る助成制度を実現される自治体が出てきています。

　最新では、摂津市が来年４月から現在の中学３年生までを対象とする子ども医療費助成を、２２歳まで拡大すると発表しました。子育て世代の経済的負担の軽減をはかり、定住促進につなげたいとしています。

　本市の独自施策としての子ども医療費助成の年齢枠拡充は、子育てするなら富田林、定住のまち富田林という想いでいる市民の方々と、未来の定住地を探す方々への大きなアピールにもなると考えます。

　よって、本請願「子どもの医療費助成制度の年齢枠拡充に関する請願書」について、ただちに採択する事を改めて主張します。

質疑

Q：国は子どもの医療費助成を実施している自治体に対して、お金が有り余っているかのようにみなして、国民健康保険の療養給付負担金や、調整交付金などを減額するペナルティを課しており、自治体や住民から、おかしいと意見が出ていました。

　９月議会で最初に継続審査とされた理由は、国が子ども医療費助成を実施している自治体に対する国保のペナルティを廃止するかどうかの動向を見守るとのことでした。

　そして、１２月には未就学児を対象にしたペナルティ廃止はすでに決まっていましたが、１２月も同じく動向を見守るという理由で継続審査とされました。

　ちなみに、本市に課されているペナルティは１０月の決算委員会での質問に対し、９８０万円であることが明らかになりましたが、未就学児までのペナルティがなくなることで浮いてくる金額はいくらほどと予想されますか？教えてください。

Q：委員会審議で国の動向をみるとされたのは、ペナルティが廃止されて浮いてくる金額で子ども医療費助成の拡充をさせればよいということだと思います。しかし、国はそれをするなと言っています。

総務省が都道府県の財政担当課長を集めて行った説明では、こう説明されています。

「子ども医療費にかかる国保のペナルティ、減額措置だ。国の医療保険制度で自己負担が決まっているが、地方団体が助成すると医療費が増えるということで、昭和五九年度から国保の減額措置が行われてきた。これについては、みなさんからも「おかしい。少子化対策をやっているのにペナルティだ。アクセルとブレーキの両方を踏んでいる」との要求があり、私どもからも厚生労働省に申し入れを行った。

未就学児まで、全ての市町村で助成措置をしている実態もあり、三〇年度から未就学児対象の医療費助成については国保の減額調整を行わないことが決まった。

　ただ、それで浮いた財源を使って上の年齢の人の医療費助成を拡大するのではなく、別の形で少子化対策を行い、住民に対して国民健康保険の減額措置がなくなった分は、こういう形で充実すると見えるようにしてほしいということとセットで決めているので十分留意してほしい。医療費（助成）の年齢をどんどん拡大すると何のためにやったのかとなるので留意してほしい。」

　このように、国が医療費助成制度を創設する気がさらさらないこと、さらに、今回のペナルティ廃止は子ども医療費の年齢枠を広げるためではないからそういう使い方はしないようにとまで釘をさしています。

　このような説明を、府から各市町村の財政課長等にも説明があったかと思いますが、間違いありませんか。

Q：国保の減額措置、ペナルティはおかしいと皆さん（全国の自治体）から意見が出されたことでペナルティは廃止をされたと総務省も言っています。このように意見を言って初めて反映される可能性がでてきます。だからこそ、住民の代表として、議会で意見書をあげることが必要になります。

全国市長会や全国議長会も入った地方六団体からも、ペナルティの廃止と子ども医療費助成制度の創設を国に対して求める要望書が昨年も１２月１６日に出されていると思いますが、どうですか。

Q：大阪府に対してはどのような要望をされているのでしょうか？